

モニタリングに関するガイドラインの改正について

現 行	改 正 案
<p data-bbox="421 384 871 411">モニタリングに関するガイドライン</p> <p data-bbox="188 480 1106 943">本ガイドラインは、国が P F I 事業を実施する上での実務上の指針の一つとして、P F I 事業においてモニタリング（監視）を検討する上での留意事項等を示したものである。国が P F I 事業を実施する場合、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「法」という。）及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成 12 年 3 月 13 日総理府告示第 11 号。以下「基本方針」という。）にのっとり、本ガイドラインに沿って P F I 事業を実施することが望ましい。また、本ガイドラインは、国以外の者が実施する P F I 事業においても参考となり得るものである。</p> <p data-bbox="203 963 340 991">（以下、略）</p> <p data-bbox="188 1059 609 1086">一 モニタリングの基本的考え方</p> <p data-bbox="219 1155 387 1182">1 はじめに</p> <p data-bbox="253 1251 1106 1374">P F I 事業の目的は、官民の適切な役割分担に基づく官民パートナーシップの下、公共施設等の整備及び当該施設を利用する公共サービスの提供を選定された民間事業者にゆだね、国民に対して低廉かつ良</p>	<p data-bbox="1368 384 1818 411">モニタリングに関するガイドライン</p> <p data-bbox="1135 480 2045 895">本ガイドラインは、国が P F I 事業を実施する上での実務上の指針の一つとして、P F I 事業においてモニタリング（監視）を検討する上での留意事項等を示したものである。国が P F I 事業を実施する場合、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「法」という。）及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成 25 年 9 月 日閣議決定。以下「基本方針」という。）にのっとり、本ガイドラインに沿って P F I 事業を実施することが望ましい。また、本ガイドラインは、国以外の者が実施する P F I 事業においても参考となり得るものである。</p> <p data-bbox="1151 916 1288 943">（以下、略）</p> <p data-bbox="1135 1059 1556 1086">一 モニタリングの基本的考え方</p> <p data-bbox="1167 1155 1335 1182">1 はじめに</p> <p data-bbox="1200 1251 2054 1374">P F I 事業の目的は、官民の適切な役割分担に基づく官民パートナーシップの下、公共施設等の整備及び当該施設を利用する公共サービスの提供を選定された民間事業者にゆだね、国民に対して低廉かつ良</p>

質なサービスを提供することにある。このため、管理者等は提供されるべき公共サービスの水準を示し、公募の上、民間事業者を選定し、当該選定事業者の提案した具体的な仕様に関しPFI事業契約を締結し、選定事業者が契約義務として担うべき業務の内容を規定する。モニタリングとは、かかる選定事業者による公共サービスの履行に関し、約定に従い適正かつ確実なサービスの提供の確保がなされているかどうかを確認する重要な手段であり、選定事業の公共施設等の管理者等（以下「管理者等」という。）の責任において、選定事業者により提供される公共サービスの水準を監視（測定・評価）する行為をいう。

基本方針三 2 (3)に適正な公共サービスの提供を担保するための考慮事項として、

- ① 管理者等が選定事業者により提供される公共サービスの水準を監視することができること
- ② 管理者等が、選定事業者から、定期的に
 - i) 事業の実施状況報告、
 - ii) 公認会計士等による監査を経た財務の状況についての報告を求めることができることや
 - iii) 選定事業の実施に重大な悪影響を与えるおそれがある事態が発生した場合に報告を求めることができること
- ③ 公共サービスの適正かつ確実な提供を確保するために、必要かつ合理的な措置と、管理者等の救済のための手段を規定すること
- ④ PFI事業契約等の規定の範囲を超えた管理者等の関与は、

質なサービスを提供することにある。このため、管理者等は提供されるべき公共サービスの水準を示し、公募の上、民間事業者を選定し、当該選定事業者の提案した具体的な仕様に関しPFI事業契約を締結し、選定事業者が契約義務として担うべき業務の内容を規定する。モニタリングとは、かかる選定事業者による公共サービスの履行に関し、約定に従い適正かつ確実なサービスの提供の確保がなされているかどうかを確認する重要な手段であり、選定事業の公共施設等の管理者等（以下「管理者等」という。）の責任において、選定事業者により提供される公共サービスの水準を監視（測定・評価）する行為をいう。

基本方針三 4 (3)に適正な公共サービスの提供を担保するための考慮事項として、

- ① 管理者等が選定事業者により提供される公共サービスの水準を監視することができること
- ② 管理者等が、選定事業者から、定期的に
 - i) 事業の実施状況報告、
 - ii) 公認会計士等による監査を経た財務の状況についての報告を求めることができることや
 - iii) 選定事業の実施に重大な悪影響を与えるおそれがある事態が発生した場合に報告を求めることができること
- ③ 公共サービスの適正かつ確実な提供を確保するために、必要かつ合理的な措置と、管理者等の救済のための手段を規定すること
- ④ PFI事業契約等の規定の範囲を超えた管理者等の関与は、

安全性の確保、環境の保全に対する検査等合理的な範囲に限定すること

が示され、民間事業者に対する関与を必要最小限のものにすることに配慮しつつ、P F I 事業契約でこれらについて合意しておくこととされている。

※ 基本方針三 2 (3)

公共施設等の管理者等は、民間事業者に対する関与を必要最小限のものにすることに配慮しつつ、適正な公共サービスの提供を担保するため、以下の事項等を考慮し、協定等でこれらについて合意しておくこと。

(イ) 公共施設等の管理者等が、選定事業者により提供される公共サービスの水準を監視することができること。

(ロ) 公共施設等の管理者等が、選定事業者から、定期的に協定等の義務履行に係る事業の実施状況報告の提出を求めることができること。

(ハ) ～(ホ) 略

(ヘ) 公共施設等の管理者等による選定事業に対する、上記(イ)から(ホ)までに基づく協定等の規定の範囲を超えた行政の関与は、安全性の確保、環境の保全に対する検査・モニタリング等、選定事業の適正かつ確実な実施の確保に必要とされる合理的な範囲に限定すること。

(以下、略)

安全性の確保、環境の保全に対する検査等合理的な範囲に限定すること

が示され、民間事業者に対する関与を必要最小限のものにすることに配慮しつつ、P F I 事業契約でこれらについて合意しておくこととされている。

※ 基本方針三 4 (3)

公共施設等の管理者等は、民間事業者に対する関与を必要最小限のものにすることに配慮しつつ、適正な公共サービスの提供を担保するため、以下の事項等を考慮し、事業契約でこれらについて合意しておくこと。

(イ) 公共施設等の管理者等が、選定事業者により提供される公共サービスの水準を監視することができること。

(ロ) 公共施設等の管理者等が、選定事業者から、定期的に事業契約の義務履行に係る事業の実施状況報告の提出を求めることができること。

(ハ) ～(ホ) 略

(ヘ) 公共施設等の管理者等による選定事業に対する、上記(イ)から(ホ)までに基づく事業契約の規定の範囲を超えた行政の関与は、安全性の確保、環境の保全に対する検査・モニタリング等、選定事業の適正かつ確実な実施の確保に必要とされる合理的な範囲に限定すること。

(以下、略)

<p>2 公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するための枠組みの構築</p> <p>(1) (2) 略</p> <p>(3) モニタリングの実施へ向けての体制構築から実施へのプロセス</p> <p>管理者等がモニタリングに関して留意すべき事項を時系列的に示すと以下の図1-2のとおりである。</p> <p>具体的なモニタリングの行為は、事業実施段階において「提供される公共サービスの水準の監視」を具体的に行っていくことであり、特にそのためにも、業務要求水準書やPFI事業契約書案等で具体的に示しておく必要がある。</p> <p>この点については、基本方針の中でも「契約主義」がその理念として掲げられ、「明文により、当事者の役割分担及び責任分担等の契約内容を明確にすること」とされており、<u>PFI事業実施プロセスに関するガイドライン4-1(6)</u>においても、民間事業者の募集に当たっては募集内容に関する管理者等の意図が的確に伝わるよう「民間事業者への支払方法や民間事業者に課すペナルティ」などについても事前にできる限り具体的に示すこととされている。</p>	<p>2 公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するための枠組みの構築</p> <p>(1) (2) 略</p> <p>(3) モニタリングの実施へ向けての体制構築から実施へのプロセス</p> <p>管理者等がモニタリングに関して留意すべき事項を時系列的に示すと以下の図1-2のとおりである。</p> <p>具体的なモニタリングの行為は、事業実施段階において「提供される公共サービスの水準の監視」を具体的に行っていくことであり、特にそのためにも、業務要求水準書やPFI事業契約書案等で具体的に示しておく必要がある。</p> <p>この点については、基本方針の中でも「契約主義」がその理念として掲げられ、「明文により、当事者の役割分担及び責任分担等の契約内容を明確にすること」とされており、<u>PFI事業実施プロセスに関するガイドライン4-1(7)</u>においても、民間事業者の募集に当たっては募集内容に関する管理者等の意図が的確に伝わるよう「民間事業者への支払方法や民間事業者に課すペナルティ」などについても事前にできる限り具体的に示すこととされている。</p>
---	---

図 1-2
モニタリングの実施に向けての体制構築から実施へのプロセス

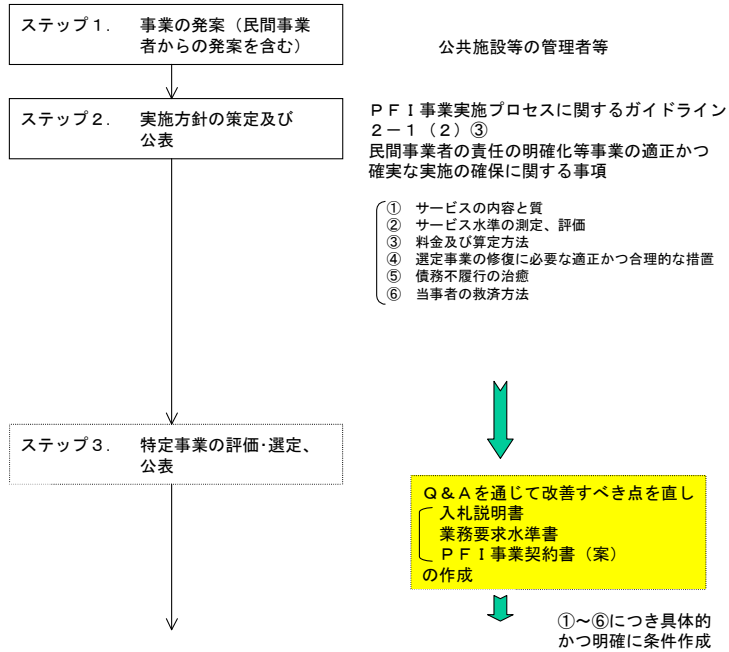
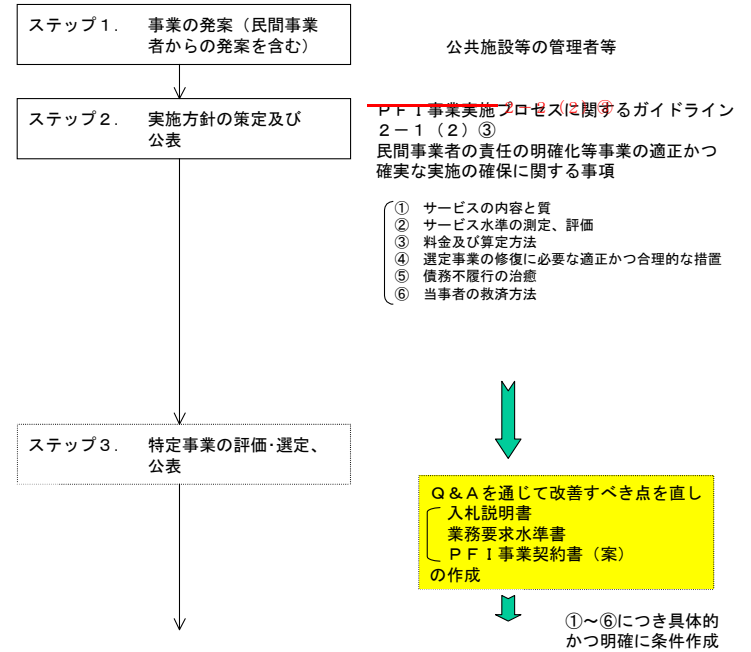
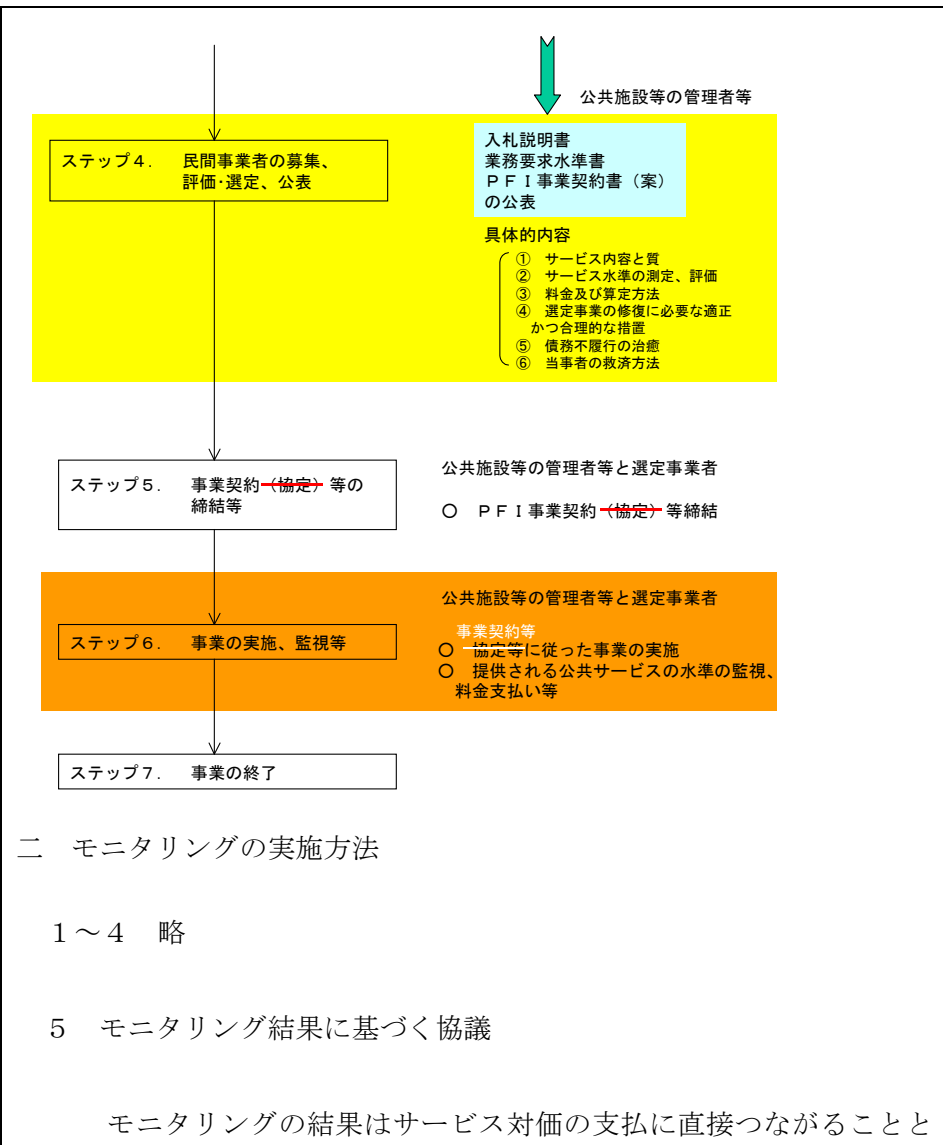
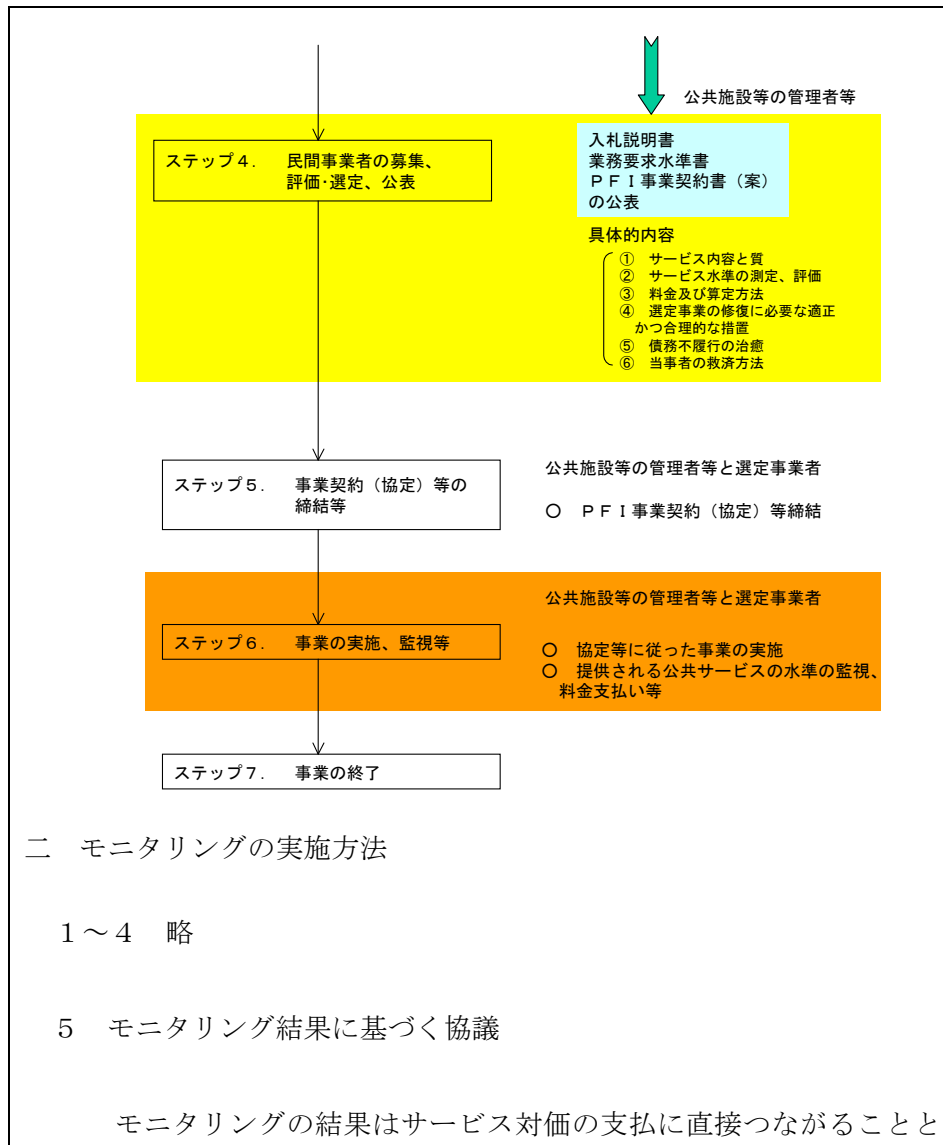


図 1-2
モニタリングの実施に向けての体制構築から実施へのプロセス





なるが、モニタリングに係る規定の解釈等についての係争が生じないよう P F I 事業契約を定めておく必要がある。

また、係争が生じた場合の協議規定等について、P F I 事業契約に定めておく必要がある。

※ 基本方針三 2 (10)

協定等若しくはその規定の解釈について疑義が生じた場合又は協定等に規定のない事項に関し係争が生じた場合に、これらを解消するための手続その他の措置については、当該選定事業の態様に応じ、予め、具体的かつ明確に規定すること。

6 各種報告書等について 略

三・四 略

五 財務状況の把握

管理者等は、公共サービスの要求水準の確保や事業継続性を担保するため、選定事業者が安定的及び継続的に公共サービスの提供が可能な財務状況にあることを確認する必要がある。

具体的には、定期的を選定事業者から提出される監査済みの財務諸表について、選定事業の健全な運営を阻害するおそれのある事象あるいは

なるが、モニタリングに係る規定の解釈等についての係争が生じないよう P F I 事業契約を定めておく必要がある。

また、係争が生じた場合の協議規定等について、P F I 事業契約に定めておく必要がある。

※ 基本方針三 4 (10)

事業契約若しくはその規定の解釈について疑義が生じた場合又は事業契約に規定のない事項に関し係争が生じた場合に、これらを解消するための手続その他の措置については、当該選定事業の態様に応じ、予め、具体的かつ明確に規定すること。

6 各種報告書等について 略

三・四 略

五 財務状況の把握

管理者等は、公共サービスの要求水準の確保や事業継続性を担保するため、選定事業者が安定的及び継続的に公共サービスの提供が可能な財務状況にあることを確認する必要がある。

具体的には、定期的を選定事業者から提出される監査済みの財務諸表について、選定事業の健全な運営を阻害するおそれのある事象あるいは

原因がないか確認する。また、選定事業の実施に重大な悪影響を与えるおそれがある事態が発生した場合には、選定事業者に対し追加の財務資料の提出、特定の事項についての報告、事態の説明を求め、あるいは必要に応じ専門家による調査などを実施する。

その結果、公共サービスの要求水準の確保等を阻害する要因が認められれば、その予想される事態に対し、事前に対処策を考察し講じておくことが必要となる。

※ 基本方針三 2 (3)

「公共施設等の管理者等は、民間事業者に対する関与を必要最小限のものにすることに配慮しつつ、適正な公共サービスの提供を担保するため、以下の事項等を考慮し、協定等でこれらについて合意しておくこと。

(ハ) (ニ) 略

六 その他 略

原因がないか確認する。また、選定事業の実施に重大な悪影響を与えるおそれがある事態が発生した場合には、選定事業者に対し追加の財務資料の提出、特定の事項についての報告、事態の説明を求め、あるいは必要に応じ専門家による調査などを実施する。

その結果、公共サービスの要求水準の確保等を阻害する要因が認められれば、その予想される事態に対し、事前に対処策を考察し講じておくことが必要となる。

※ 基本方針三 4 (3)

「公共施設等の管理者等は、民間事業者に対する関与を必要最小限のものにすることに配慮しつつ、適正な公共サービスの提供を担保するため、以下の事項等を考慮し、事業契約でこれらについて合意しておくこと。

(ハ) (ニ) 略

六 その他 略

附 則

本ガイドラインは、平成 25 年 9 月 日 から施行する。